

第 2 号 令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ106,745千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319,267千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 16 日 提 出

徳島県知事 後 藤 田 正 純

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 都市用水水源費負担金収入		千円 212,522	千円 106,745	千円 319,267
	1 繰 入 金	172,363	106,205	278,568
	2 諸 収 入	40,159	540	40,699
歳 入	合 計	212,522	106,745	319,267

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 都市用水水源費負担金		千円 212,522	千円 106,745	千円 319,267
	1 早明浦ダム建設事業金 都市用水負担金	52,722	24,954	77,676
	2 正木ダム建設事業金 都市用水負担金	52,363	49	52,412
	3 旧吉野川河口堰建設事業金 都市用水負担金	107,437	81,742	189,179
歳 出	合 計	212,522	106,745	319,267

第 3 号

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県中小企業・雇用対策事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ168,359千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,543,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業収入		千円 126,375,585	千円 168,359	千円 126,543,944
	1 繰入金	63,624,600	120,000	63,744,600
	3 諸収入	62,686,531	48,359	62,734,890
歳入	合計	126,375,585	168,359	126,543,944

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業・雇用対策事業費		千円 126,375,585	千円 168,359	千円 126,543,944
	1 中小企業・雇用対策事業費	126,375,585	168,359	126,543,944
歳 出	合 計	126,375,585	168,359	126,543,944

第 4 号

令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度徳島県港湾等整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,794,787千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月16日提出

徳島県知事 後藤田 正 純

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業収入		千円 2,779,787	千円 15,000	千円 2,794,787
	1 使用料及び手数料	974,120	15,000	989,120
歳 入	合 計	2,779,787	15,000	2,794,787

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾等整備事業費		千円 2,779,787	千円 15,000	千円 2,794,787
	1 港湾等整備事業費	2,171,567	15,000	2,186,567
歳 出	合 計	2,779,787	15,000	2,794,787